

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和5年3月22日(水) 午後6時30分から午後7時15分まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室
出席者	【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員 〈WEBによる参加〉 幡野 博基委員 【事務局】 自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和4年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

令和4年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録

(会長)

それでは令和4年度第1回の差別解消委員会をはじめます。本日の欠席等につきまして事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

本日欠席等はありません。1名の委員につきましてはWebで参加をいただいております。

(会長)

それでは資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

本日の資料は参考資料1として、「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況」、参考資料2としまして「主な相談事例・報道事例」、こちらの2点につきましては、昨年9月に開催された東京都障害者差別解消支援地域協議会の資料を参考に配布したものでございます。次に資料1、「障害者差別解消条例に基づく特定相談の流れ」、資料2、「小金井市で受けた相談事例について」、資料については以上になります。不足しているものがございますか。

(会長)

資料についていかがでしょうか。それではさっそく東京都における障害者差別にかかる相談受付状況についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

東京都障害者差別解消支援地域協議会において報告のあった、東京都における障害者差別に係る相談受付状況等について、参考に共有するものでございます。

参考資料1「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況」をご覧ください。東京都における特定相談の受付状況について、平成29年度から令和3年度までの年次推移と、令和3年度の状況についてまとめた資料です。

3ページに、(5)相談分野の分類がございます。1番多いのは、行政機関等で、2番目がサービスとなっております。本市の場合、行政機関で差別を受けたという相談は幸いございませんが、サービス業が多い点については共通する状況でございます。

6ページの最後に実績がございます。昨年度、皆様にご協議いただいて改正した本市の障害者差別解消条例においては、あっせんに従わない者を公表できる旨の規定を加えたところですが、東京都においても、公表に至ったケースはまだない状況です。

次に、参考資料2「主な相談事例・報道事例」をご覧ください。こちらは、相談の具体的な内容と、対応についての概要をまとめたものでございます。後ほど、協議事項で本市の状況について説明いたしますが、1番最初の事例については、本市においても非常によく似た相談があったところですが、こちらにつきましては、単に結果の共有ということではなく、対応の具体的な内容やポイントが記載されておりますので、今後、本市が取り組むにあたり、参考にできるものと考えております。

最後に、報道発表事案です。令和3年における障害者差別解消法の改正に関する記事と、電話リレーサービスの開始に関する記事が紹介されてございます。

以上、参考に情報共有させていただきます。

詳細については資料をご参照ください。

(会長)

ということで、今、参考資料2つの共有をいただきました。この点について何かございますか。最初のとんかんの事例ですけれども、小金井市でも今後、生かせればということですしけれども、どんな風な生かし方を考えられるでしょうか。

(事務局)

こちらについては、事業所に対してどのような対応するかというところを参考にしたいと思っています。後ほど協議事項で出す資料のところですしけれども、資料2の一番下の行。こちら、スポーツ施設に通っていた事例がある、類似する案件になりますので、同様の対応があったときに参考にしたいなというところがございます。

(会長)

はい、わかりました。そうしましたら資料2のところを検討できればということですかね。Web参加の委員もよろしいですか。東京都との情報共有ということで。

(委員)

はい、大丈夫です。

(会長)

そうしましたら協議事項の小金井市の方について、説明していただければと思います。

(事務局)

それでは資料1「障害者差別解消条例に基づく特定相談の流れ」をご覧ください。昨年度の本委員会でも同様の資料を配布したところですが、令和4年4月1日に施行した改正条例において、公表の規定を追加したことから、改めて配布するものでございます。今年度の差別解消委員会委員には新しい委員はおらず、また、条例改正に直接関わっていただいておりますので、詳細についての説明は省略いたします。

続いて資料2「小金井市で受けた相談事例について」をご覧ください。条例制定以降における相談実績は、令和2年度6件、令和3年度3件、令和4年度は現時点で2件となっております。相談件数が少ないということがイコール差別事例が少ないということであれば、それに越したことはありませんが、相談できるということが知られていないということであると、よろしくないと思っております。昨年、ホームページに、特定相談（障害を理由とする差別に関する相談）を受け付けています。という記事を設けたところですが、今後も周知に努めていきたいと思っております。

次に令和4年度に寄せられた特定相談の概要でございます。上の2行、点線で区切った部分につきましては、1つの案件でございます。

同じアパートに住む方と偶然バスで乗り合わせた際に、相談者に対し差別的発言をしているのが耳に入り、ショックを受けたという事例で、どうすべきかという相談です。話を聞くために来庁を促しましたが、その後、相談者から忘れたので市役所に行かなくてもよいかとの連絡があり、困ったら相談するよう伝え、対応が終わってしまった案件である。虐待の場合は、相談者を伏せることはもちろんのこと、虐待の事実が確認できれば、加害者と被害者が離れた状態で加害者を指導する流れになるが、

差別の場合は、建設的な話し合いにより、相互の理解が得られるよう調整を図るべきと思うが、本件については、被害者の立場や気持ちを考慮したときに、そのような対応がとりにくいということが課題として感じた事例です。

2点目は、スポーツ施設における事例です。急に発作が起きた場合に対応する体制が整っていないというのが施設側の意見でした。今後、対応できるような体制をとれるよう、改善に努める旨の話もあり、相談者も納得してくれたことから、対応を終えた案件です。

説明は、以上ですが、1件目の事例について、先ほど申し上げたような課題がある中、虐待と差別の違い、対応する際に留意することなど、何かアドバイスがいただければと思い、「報告事項」ではなく、「協議事項」としたところでございます。

説明は以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。ケースとしては2件ということで。

(事務局)

そうです。

(会長)

それでは弁護士の委員より法的な観点からご助言いただくとして、現場の観点からコメントを少し頂ければと思います。

(副会長)

てんかん発作の場合はですね、確かにこの状況が、内容がどういうものなのかというのを理解していないと、本当にこの施設の方がおっしゃったような見解を持つ方が多いのですが、やはりそういう理解を深めるために、このてんかんというものがこういうもので、実はお薬とかをしっかりと飲んでいけば、そのような心配はないということがまだまだ広まっていないのかな、というような感じはいたします。

また、最初のケースはですね、これはたまに耳にしますね。未だに障害の方への理解というものがまだまだ乏しいという方は、確かにいらっしゃいます。

ですから、やはり我々も障害者週間のイベントではないのですが、さらに周知して、相互の理解を深めるっていう行動が必要なのかなというようなものを感じた次第でございます。

(委員)

まず1件目については、お互いかなり近い生活圏域内にいらっしゃるということで、ご本人が最終的に忘れたいのでということをおっしゃったところが、結果的にそういうことになるのではと思いますが、やはり泣き寝入りじゃないですけども、そのまま良いということではもちろんないと、対応を考えなきゃいけないと思います。ただ、じゃあ直接的にそれを相手方に言えるのかっていうふうなところが、最終的にご本人にマイナスな要素を引き出すようなことがあるとすると、配慮しなきゃいけないと思いますので、非常に難しいところです。

一般論的に、広く皆さんに障害というものについての理解を広めていくというふうなことになるのでしょうが、なかなか全ての方に、特にこういうふうなことを考えてし

まうような方々には、難しいところがありますけれども、こういうことについて考える必要があるかなというふうに思います。

2件目については、今後もやはりこういった案件、こういうパターンっていうのかね、事業者さんの方で全ての障害の特性について理解をした上で大丈夫ですよ、と対応するのは、やはり難しい部分がありますので、そういったご相談を受けたときに、どうしたらいいか分からなければ、このように相談してくださいというような、例えば自立生活支援課に相談しやすい体制とか、そういうふうな相談って難しいな、と思った時にはこの様な対応をしていただく必要があるといった対応の流れで、こういう相談を自立生活支援課なり、障害者地域自立生活支援センターにつなげられるようにするというようなことを考えた方がいいかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。1件目の場合、我々精神障害の観点からみてしまいますけれども、こういういざこざというか、一般にも結構あるかなと思うのと、てんかんについてはなかなか理解が広まっていないっていうのがあるのか、よくあるもの、発作が起きたら責任取れないとか、これは、あるかなということですがけれども、弁護士の委員のほうから2ケースについてアドバイスいただければと思います。よろしく願います。

(委員)

1件目のケースのほうは、対応がなかなか難しいな、と思いながらお話を聞いていました。その差別的な発言があったというのは事実で、差別的取り扱いにあたるとうると、問題になるケースなのかなと思いました。対応として、今後の検討課題として、話しておくべきは、出張というか、ご自宅訪問の形で対応できないのかっていうのは、多分検討はしておいた方がいいかなと思ひまして。今回結局、本人からもう忘れたいと、市にいかなくても良いかという連絡があつて終わったということですがけれども、市に行けない方っていうのもいらっしゃいますし、外出するのも大変だっていう方もいらっしゃるかと思うので、ちょっと今後その相談がきた時に、なかなか市に行くのが大変だと、出張でご自宅までいきますよという対応ができないのかということなんかも検討課題としていいのかなと思いました。2件目のほうは、てんかんがあることを理由に、退会を求められたというのは、不当な差別的取扱いにあたるのが疑われるケースだと思います。正当な理由があるのかどうかっていうのが検討対象にはなるかと思いますが。私がそのてんかんに詳しくないところもあつてですね、この事業者が言っている、今後対応できる環境を作りたいっていう、これが具体的に何を指すのかですよね。これで、どんな体制になるのでしょうか。

(事務局)

そのときに対応した職員がその事業所から聞き取った内容ですと、今後は会社として研修を行ない、対応できる環境を作っていきたいと伺っています。

(委員)

分からないので教えていただきたいのですが、研修で対応できるのは、要するに職員の理解の話が中心になるかと思いますが、それで対応としては良いということなのでしょうか。基本的には改善を求めて行くべき話なのかなと思うのですが、その研修を

やりますっていう、その研修の内容によるのではと思いますが、モニタリングした方が良いんじゃないかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。下手をするとてんかんについての理解っていうようなビデオを30分ぐらい見て研修しましたっていうこともあり得るわけであって、そういう意味では委員がおっしゃるように対応できる環境を作りたいということですが、どこまでどういうふうな方法で、どこまで進んでいるのかというモニタリングをした方がいいんじゃないかという指摘をいただきました。

(委員)

この方、結局退会したのですか。

(事務局)

はい、今把握している状況では、もう納得したということで聞いておりますので、おそらくは、そういうことだろうと思います。

(委員)

なるほど。退会したとすると、不当な差別的取扱いが強く疑われるケースかなと思いますので、調整の方法としては再度利用できるように調整できないかみたいな話を進めた方が本人のためにはなるのかなと。

それとは別の環境整備の話として、研修をしていただくというのは、ぜひやっていただくべき話だったと思いますが。もしそのご本人の希望として、やっぱり退会は嫌だったというような話が出てくるとすると、ちょっと引き続きみていったほうがいいのかと。

(会長)

ありがとうございます。ちょっと今のお話、ご指摘をしていただいたところからすると、確認が必要ですかね。退会されたかどうか、そういう意味で納得ということですが、納得なのか諦めなのかというあたりですよ。

(事務局)

その時に対応した職員がまだ退勤していないので、ちょっと確認させていただきます。研修等を行う、対応できる環境を作っていきたい、ということで、第一報を受けたときの印象としては、今の時点で受け入れる体制をとっていないので、体制が固まった時点で、と理解していましたが、おっしゃる通り、それがそうなったことを確認することが必要かなと思っていますので、引き続き確認をして行きたいと思っています。

(会長)

今職員の方に確認を、ということですのでしばらくお待ちください。

(事務局)

先ほどの件で確認がとれまして、ご本人は退会されたということでございます。

(会長)

納得というよりは、諦めということですよ。

(事務局)

そうですね。事業所のほうは、そういった障害の子も受け入れられる状況を整えていきたいというふうにおっしゃっておりまして、本人は、退会については渋々という形で了承したというところがございます。

(会長)

今対応できる状況にない、研修をする。明日からでも受け入れるとまでは行かないとしても、例えば受け入れられる環境を、例えばいついつまでに作ってもらって、改めてこの方に体制が整ったので再入会しませんかというような、ちゃんとした積極的な働きかけをしていくということが必要というか、やはり差別解消法のことを考えると、そういうプロセスをこれから踏んでいくことが重要とかそういう風にしていくべきだという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

その通りだと思います。手続き上できるかどうかはさておいて、まずご本人の希望をもう一回聞きたいなという感覚があって、やっぱり入りたいという意向なのかもう入りたくないという意向なのか、もし入りたいのなら、一度退会したけれども再入会したいんだみたいな話を施設側に持って行って。

研修するっていうのは「具体的にこの方をどう受け入れるかを考えていますか。」みたいな話ができるかなと思ったのですが、そこまで本人が希望しなかったとしても、対応できる環境を作るっていう話なのであれば、まあいつまでに具体的にどうするかっていうのは引き続きみていくのが良いのではと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。今の話を受けて、相談に携わっている委員にお伺いしたいのですが。てんかんについて、一般的な対応っていうことではなく、Aさんに対する対応です。一般的な対応とすると100通りあるてんかんに100通り対応できるかどうかって話になっちゃって。今、問題なのはAさんだとすると、Aさんのてんかんの状態をよく把握して、主治医とも相談して、どういう対応であれば大丈夫、発作が起きた場合には、こういう対応すれば大丈夫っていうことが、Aさんを受け入れる具体的な研修、あの特定医療行為の研修みたいなことだと思うのですが、その辺はどうですか。

(委員)

その通りで、その方ごとに対応が違いますので、準備と留意をすごくするとか、あとは通常のトレーニングにおいて、そのような兆候が現れる、どんな兆候があるかっていうのも、それぞれの方で違いますので、その辺も本当にあの本人と事業所さんと、あとはもし入れるのであれば、市の方が入っていただいたりとかして調整をして行く、それが研修だと思いますが。ここで言う障害と思われる方が入ってきた場合に、どうやったら受け入れられるかっていうことをまず考えていくっていうことを根底にしてくださいっていうのが良いのではと思います。

(会長)

という助言をいただきましたが、市としてはどうですか。今後の対応は。

(事務局)

はい、事業所の方と、その後どうなったかというところを確認の上、対応して行きたいと思っています。東京都権利擁護センターともちょっと情報共有しながら対応できればいいかなと思っています。

(会長)

はい、ちょっと極端かもしれませんが、ここに相談支援だとか支援事業所が絡むのであれば、参加をするときに1人じゃなくて、何かしらのサポーターの人と一緒に施設に行くだとか、ご本人が希望するかどうかは別ですが、知的障害系だったらあり得るのではないですか。スポーツ施設に1人では難しいっていったときに、じゃあ移動支援で行動援護をつけますか、みたいな話になってということが十分あり得るのかなと思います。個別支援計画みたいなことにも関わるのかなと思っています。ちょっと市のほうでこの状況確認してもらいながら、Aさんへの対応をどうするのかっていうことをきちんとやっていくっていう。あと、その時に、このスポーツ施設が、専門性がないわけなので、専門的な助言なりしてくれる社会資源があるのかっていうことも課題だと思います。研修しろといってもどう研修すればいいのかっていう話になるわけで。

(委員)

小金井市で、てんかんの当事者団体ってありますか。家族会でもいいですが。

(事務局)

てんかんに特化した家族会は把握していません。

(副会長)

てんかんに特化した家族会はないですが、親の会等で、お子様がてんかんを持たれている方が多いですので、その辺の助言とかっていうことは、親御さんたちの中ではできるのではないかなと思います。

(委員)

東京都の相談事例の対応を参考にすると、主治医の先生の意見を聞いてもいいのかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。このスポーツ施設のほうの環境整備のモニタリングをすることと、再入会したいという意味確認と、それから主治医の意見というか、診断の意見書ですよね。この方がもし障害者手帳を持っているのかどうかかわからないですけど、相談支援を利用できるのであれば、相談支援を利用して対応していくということかなと思ってうかがっておりました。

(委員)

一応、順番としては、まずご本人の意向を聞くことが最初でいいのかなと思いました。その時にその主治医の先生の話について、もしご本人がその再入会を希望した場合の話ですけど、その主治医の先生の意見を市が聞いてもいいかなって。了解をそのときにとってですね。その上で、主治医の先生の意見を聞いたら聞くとしたほうが、いいかと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。ご本人に改めて聞く場合は、差別解消委員会のほうに報告させていただいて、こういう助言があったので、改めてご本人の意向を確認したいと。その上で、とるべき対応を考えていきたいという形で持っていくことになりませんか。はい、ありがとうございます。この件について他に指摘いただくことがございますか。

(委員)

2件目についてはやはり、調整がちょっと必要だと思います。特定相談のところの役割として、どこまでやれるのかっていうところがあるかと思いますが。特定相談のところに繋がったところで、そういったものが入ってきた時に事業者さんとの間に入って、こういう風な考え方をすれば、こういった取り組みをすれば、この問題は解決できるようなですね。そういった具体的な事業者がどうしていいか分からない。こういう風な考え方、こういうふうな取り組みをすればできるのではないかという提案とか、もしくはそこに至らない部分を、例えばその医師の方に参加してもらおうとか、そういった調整役をもう少し担えると、要するに差別解消委員会に来る前にもう少し具体的に、こういう対応していくことで、解決に導いていけますよというふうなことで事例として上がってくるとしても、対応できると一番いいのではと感じました。ご本人の権利擁護を考えた場合に、じゃあどこがどのときに権利擁護をちゃんとみていくときに、そこは特定相談のところかなと考えられるかなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。この特定相談の流れの条例を見ても、真ん中にある自立生活支援課と支援センターのところでどういうふうな対応ができるのかということも、一方で事業者の課題もありますし、こちらの側の課題もあるだろうということですね。それでは先ほどの課題もご本人の意向を確認し、ご本人の了解を取りながら進めていくと言うことで繰り返しませんか。これは自立生活支援センターでも受け止めていただくということになりますよね。他の委員は何かございますか。

(委員)

特にないです。

(会長)

この2点について、終了ということになりますけれども、事務局の方から他に何かございますか。

(事務局)

報告としてもう1件。条例改正に伴いまして、今年度パンフレットも改訂版の方を作

成しております。来週の月曜日に納品予定となっておりますので、本日この場で報告できませんでしたが、納品後ホームページ上で公開を予定しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは楽しみにさせていただくということで、その他、どなたかございますか。はい。それではこれで差別解消委員会を終了したいというふうに思います。どうもありがとうございました。

(委員)

ごめんなさい。いくつか情報提供があります。

1つめは基本方針です。障害者差別解消法に関して基本方針が3月14日に閣議決定されまして、内閣府のホームページに改訂版が出ています。来年の4月1日から施行だったと思います。

もう1つは、最近、私が依頼を受けて対応した件でこんな件がありましたということです。車椅子利用者の方で乗車拒否をされたという相談がありました。小金井市ではない他市の話ですが、コミュニティバスを利用しようと思って、乗車しようとして拒まれたと。特定の製造会社の車椅子について、駄目だという運用が今年の6月から始まったというバス会社がありました。

私が代理人になりまして、それは不当な差別的取扱いじゃないかと。ついては市から改善指導をお願いしたいという申し入れ書を市役所の方に送りまして、そうしましたら、市がすぐに改善指導をしてくれて、そのコミュニティバスの利用ができるようになりました。そんな事例がありまして、東京都に事例提供しました。以上です。

(会長)

その車椅子が特定してダメになったって何か理由があるのですか。

(委員)

普通の電動車椅子とは固定具をつける場所がちょっと異なっています。普通の車椅子がかけられる場所にはかけられないみたいな、仕様が普通の電動車椅子と違うので、安全性が確保できないという理由で拒否されていたということになります。

(会長)

ということは、当然この車椅子についてはフックがかけられるような改善をするべきということですよ。

(委員)

改善というか、フックはかけられるはずですよ。現に、今年の6月までは乗れていました。社内の勉強会がきっかけで、特別な対応が必要だから駄目という話になっていたようです。他にも拒否していたバス会社があったようですが、そのバス会社の対応としては、(拒否していない)他のバス会社に安全性について聞き取りを行い、特に事故等はないとの回答を得て、乗車を可能とする判断をしたということです。

フックのかけかたは、乗車するとき利用者が「ここに付けてください」とか言えば対応できる話なので、そんなに難しい話ではないです。意識とか姿勢の問題かなとい

うところす。

(会長)

はい、ありがとうございます。勉強会を行った結果、電動車椅子が使えなくなるというのは、よく理解できませんが。研修を受けて益々、使えなくなるなんてことがないようにしてほしいものです。基本方針の改定は、さっそくこれ確認した方がいいですね。他はよろしいですか。

そうしましたら改めてこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。